

指定管理者の指定について(相模原市立市民健康文化センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
名 称 市民健康文化センター運営共同企業体
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 1 3 号関係資料(その 1)

市民健康文化センター運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地  
株式会社明治スポーツプラザ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社明治スポーツプラザ	平成 2 年 7 月 5 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 1 5 名	
株式会社明治スポーツプラザ	役員 9 名	資本金 1 0 0 , 0 0 0 千円
	従業員 9 1 2 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社明治スポーツプラザ	ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営 イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルティング業務 ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 エ 運動プログラムの提供及び指導 オ 食堂・喫茶の経営 カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品の販売 キ スポーツ用品、旅行用バッグ等のレジャー用品、書籍及び日用雑貨の販売 ク スポーツトレーニング器具類の販売 ケ 不動産の賃貸及び管理 コ アからケまでの業務に関連し、又は附随する事業

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定

	<p>管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(ア及びウについては平成26年4月から、イについては平成21年4月から)</p>
<p>株式会社明治スポーツプラザ</p>	<p>ア 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 横須賀市健康増進センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成19年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 朝霞市健康増進センターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 1 3 号関係資料(その 2)

### 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

市民健康文化センター運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月14日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	50	31
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	市民サービス水準の確保及び向上	50	39
	団体独自の発想に基づく提案	40	34
	管理に必要な人員の配置	40	28
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	22
	地域活性化に資する取組	40	30
	小計	320	233
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	19
	組織・人員体制	20	11
	雇用及び労働条件	20	11
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
	公共性への取組	20	16
	法令等の遵守	20	12
	小計	180	129
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	22
	経費的效果	60	34
	小計	100	56
合計		600	418

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、69.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立北市民健康文化センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立北市民健康文化センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
名 称 北市民健康文化センター運営共同企業体
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 1 4 号関係資料(その 1)

北市民健康文化センター運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号  
株式会社フクシ・エンタープライズ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの 協会と合併し、公益財団法人相 模原市都市整備公社から公益財 団法人相模原市まち・みどり公 社に改称
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和 5 8 年 4 月 2 7 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 1 5 名	
株式会社フクシ・エンタープライズ	役員 7 名	資本金 5 0 , 0 0 0 千円
	従業員 1 , 1 2 8 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要



構成員	事業概要
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
株式会社フクシ・ エンタープライズ	ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営 イ 健康増進施設の管理・運営 ウ 温浴施設の管理・運営 エ スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務 オ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導 カ 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導 キ 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売 ク 運動機器等の保守点検業務 ケ 建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検 コ 水質検査業務

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。 )

	<p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者 (アについては平成21年4月から、イ及びウについては平成26年4月から)</p>
<p>株式会社フクシ・ エンタープライズ</p>	<p>ア 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者 (平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、 相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定 管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 北区元気ぶらざ及び志茂老人いこいの家の指定管理 者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 筑西市あけの元気館及び明野デイサービスセンター やすらぎの指定管理者(平成26年4月から現在に至 る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 1 4 号関係資料(その 2)

### 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

北市民健康文化センター運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月13日(参加数 3団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立北市民健康文化センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	17
	施設等の維持管理の計画・内容	50	36
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	市民サービス水準の確保及び向上	50	34
	団体独自の発想に基づく提案	40	30
	管理に必要な人員の配置	40	24
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	22
	地域活性化に資する取組	40	28
	小計	320	221
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	19
	組織・人員体制	20	13
	雇用及び労働条件	20	10
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
	公共性への取組	20	16
	法令等の遵守	20	11
	小計	180	129
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	26
	経費的效果	60	33
	小計	100	59
合計		600	409

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、68.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立市民・大学交流センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立市民・大学交流センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市南区文京 2 丁目 1 番 1 号  
名 称 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 5 号関係資料(その 1)

### 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの概要

#### 1 設立年月日等

平成 2 2 年 4 月 1 日 設立

平成 2 2 年 1 0 月 1 日 公益社団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 0 名、職員 2 9 名

( 2 ) 資産の総額 4 , 9 8 6 , 4 0 2 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

###### ア 公益目的事業

(ア) 多彩な学びの場を市民に提供する事業

(イ) まちづくりの担い手を育成する事業

(ウ) 新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業

(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

###### イ 収益事業等

(ア) ア(ア)から(エ)までに関わる施設等の管理運営事業

(イ) その他の事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者(平成 2 5 年 3 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 5 号関係資料(その 2)

### 相模原市立市民・大学交流センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月8日から同年7月12日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月29日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成30年8月1日から同月31日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立市民・大学交流センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	17
	施設等の維持管理の計画・内容	50	33
	年間事業計画の理念・内容	80	56
	市民サービス水準の確保及び向上	50	31
	団体独自の発想に基づく提案	80	64
	管理に必要な人員の配置	40	20
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	22
	地域活性化に資する取組	40	24
	小計	400	267
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	40	28
	組織・人員体制	30	15
	雇用及び労働条件	30	17
	申請団体の事業実績	20	16
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	22
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	10
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	10
	小計	220	132
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	20
	経費的效果	40	20
	小計	80	40
合計		700	439

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、62.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。



指定管理者の指定について(相模原市民会館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市民会館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号  
名 称 ギオン・アクティオ・ウイツグループ
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市民会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第116号関係資料(その1)

ギオン・アクティオ・ウイツグループの概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

東京都目黒区下目黒1丁目1番11号目黒東洋ビル4階

アクティオ株式会社

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F

株式会社ウイツコミュニティ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
アクティオ株式会社	昭和62年2月27日 設立
株式会社ウイツコミュニティ	平成3年2月28日 設立 平成14年10月1日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウイツコミュニティに改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,129名	46,720千円
アクティオ株式会社	役員 7名 従業員 1,395名	99,000千円
株式会社ウイツコミュニティ	役員 4名 従業員 197名	50,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ギオン	<p>ア 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む。）</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運營業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p> <p>キ 搬送装置製造販売</p> <p>ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>ケ 警備業</p> <p>コ 清掃業</p>
アクティオ株式会社	<p>ア 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運営に関する請負業務</p> <p>イ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議及び行催事の調査、企画立案及び実施運営</p> <p>ウ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計管理の受託業務</p> <p>エ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営及び実施</p> <p>オ 商品開発及びその販売促進に関する企画及び実施</p> <p>カ 労働者派遣業務</p> <p>キ 社員教育及び訓練の企画及び実施</p> <p>ク 総合警備保障業務</p> <p>ケ ビルメンテナンス業</p>
	<p>ア ビル清掃業及びビル警備</p> <p>イ 建物管理業</p> <p>ウ 中高層分譲共同住宅管理業</p> <p>エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃</p> <p>オ 電気工事</p> <p>カ 電気設備保守</p>

株式会社ウイッツ コミュニティ	キ 消防施設工事 ク 営繕工事 ケ 管工事 コ 建築工事 サ 浄化槽保守 シ 貯水槽清掃及び保守 ス 環境保全及び創造に関する事業 セ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 ソ 介護業務 タ シニア(高齢者)の健康及び生活の質(QOL)向上支援事業
--------------------	---

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) エ 相模原市営自動車駐車場5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) オ 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。) カ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) キ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から

<p>アクティオ株式会社</p>	<p>現在に至る。)</p> <p>イ 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。)</p> <p>ウ 野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 岩国市周東文化会館の指定管理者(平成30年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社ウイツコミュニティ</p>	<p>ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18年4月から平成21年3月まで)</p> <p>ウ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21年4月から平成26年3月まで)</p> <p>エ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市立環境情報センターの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。)</p> <p>※ アからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 相模原市民会館の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

ギオン・アクティオ・ウイツグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

- ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月6日まで
- イ 説明会 平成30年7月2日(参加数 4団体)
- ウ 現地見学会 平成30年7月3日(参加数 4団体)
- エ 申請の受付 平成30年7月30日から同年8月31日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

平成30年10月15日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市民会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)  
計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
文化事業に関する事業計画及び実施能力		/	
内 訳	文化事業に対する基本方針等	20	17
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術を鑑賞する機会の提供)	50	36
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会の提供)	50	41
	団体独自の発想に基づく提案	20	16
	地域活性化に資する取組	20	18
	申請団体の文化事業実績	40	28
	小計	200	156
	施設管理を行う事業計画及び実施能力		/
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	18
	施設等の維持管理の計画・内容	40	34
	市民サービス水準の確保及び向上	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32
	申請団体の事業実績	40	40
	施設の安全、衛生管理等の体制	20	17
	小計	200	173
法人の経営・運営に関する能力		/	
内 訳	申請団体の経営状況	40	36
	管理に必要な人員の配置	40	30
	地域活性化に資する取組	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	16
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	20
	法令等の遵守	20	15
小計	200	167	

収支計画・経費的効果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	26
	経費的効果	60	30
	小計	100	56
合計		700	552

備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、78.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。



指定管理者の指定について(相模原市文化会館他 2 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ

2 指定管理者

所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号

名 称 公益財団法人相模原市民文化財団

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 7 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

#### 1 設立年月日等

平成元年 4 月 2 8 日 設立

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 2 名、職員 3 8 名

( 2 ) 基本財産 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ 文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ 文化施設等の管理運営事業

オ その他公益目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び杜<sup>もり</sup>のホールはしもとの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 6 年 3 月まで)

エ 相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成 2 6 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 7 号関係資料(その 2)

### 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅 文化交流プラザの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2( 3 )イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 5 日から同年 7 月 6 日まで

イ 説明会 平成 3 0 年 7 月 2 日(参加数 4 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 3 0 日から同年 8 月 3 1 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 3 0 年 1 0 月 1 5 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者 1 名、公認会計士 1 名、市職員 2 名)  
計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
文化事業に関する事業計画及び実施能力			
内 訳	文化事業に対する基本方針等	20	20
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術を鑑賞する機会の提供)	50	46
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会の提供)	50	46
	団体独自の発想に基づく提案	20	18
	地域活性化に資する取組	20	20
	申請団体の文化事業実績	40	38
	小計	200	188
	施設管理を行う事業計画及び実施能力		
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	40	36
	市民サービス水準の確保及び向上	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32
	申請団体の事業実績	40	40
	施設の安全、衛生管理等の体制	20	15
	小計	200	174
法人の経営・運営に関する能力			
内 訳	申請団体の経営状況	40	34
	管理に必要な人員の配置	40	32
	地域活性化に資する取組	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	13
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	15
	公共性への取組	20	20
	法令等の遵守	20	17

	小計	200	167
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	30
	経費的效果	60	30
	小計	100	60
合計		700	589

備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、84.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市南区相模大野 4 丁目 4 番 1 号  
名 称 公益財団法人相模原市民文化財団
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

杜<sup>もり</sup>のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 8 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市民文化財団の概要

#### 1 設立年月日等

平成元年 4 月 2 8 日 設立

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 2 名、職員 3 8 名

( 2 ) 基本財産 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

イ 文化情報の収集及び提供に関する事業

ウ 文化の振興に係る調査及び研究に関する事業

エ 文化施設等の管理運営事業

オ その他公益目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び杜<sup>もり</sup>のホールはしもとの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立城山文化ホールの指定管理者(平成 2 6 年 4 月から現在に至る。)

ウ 相模原市民会館の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 6 年 3 月まで)

エ 相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 8 号関係資料(その 2)

### 社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市民文化財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月6日まで

イ 説明会 平成30年7月2日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月30日から同年8月31日まで(申請数 2団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
株式会社横浜メディアアド	横浜市神奈川区栄町5番地1

##### (4) 選考

平成30年10月15日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された社のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホールに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)



計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
文化事業に関する事業計画及び実施能力			
内 訳	文化事業に対する基本方針等	2 0	2 0
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術を鑑賞する機会の提供)	5 0	4 8
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会の提供)	5 0	4 6
	団体独自の発想に基づく提案	2 0	1 8
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
	申請団体の文化事業実績	4 0	4 0
	小計	2 0 0	1 9 2
	施設管理を行う事業計画及び実施能力		
内 訳	管理運営に対する基本方針等	2 0	2 0
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	3 4
	市民サービス水準の確保及び向上	4 0	3 0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 4
	申請団体の事業実績	4 0	4 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 5
	小計	2 0 0	1 7 3
法人の経営・運営に関する能力			
内 訳	申請団体の経営状況	4 0	3 2
	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	地域活性化に資する取組	2 0	2 0
	組織・人員体制	2 0	1 6
	雇用及び労働条件	2 0	1 4
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 6

	公共性への取組	20	20
	法令等の遵守	20	17
	小計	200	161
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	26
	経費的效果	60	31
	小計	100	57
合計		700	583

備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、350点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社横浜メディアアド	487

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(700点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市民文化財団	83.2
株式会社横浜メディアアド	69.5

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立男女共同参画推進センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立男女共同参画推進センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番 1 号  
名 称 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 1 9 号関係資料(その 1)

### 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの概要

#### 1 設立年月日

平成 1 5 年 1 0 月 1 0 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 4 名、職員 1 9 名

( 2 ) 資産の総額 2 , 3 7 0 , 9 5 5 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業

イ 男女共同参画に関する研究及び情報の収集・提供事業

ウ 男女共同参画を目指す団体の活動及びネットワーク支援事業

エ 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者(平成 1 6 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 1 9 号関係資料(その 2)

### 相模原市立男女共同参画推進センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

男女共同参画社会の実現を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 申請の受付 平成30年7月23日から同年8月24日まで(申請数 1 団体)

##### (3) 選考

平成30年10月1日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立男女共同参画推進センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(大学准教授1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	40	26
	年間事業計画の理念・内容	80	68
	市民サービス水準の確保及び向上	40	30
	団体独自の発想に基づく提案	40	36
	管理に必要な人員の配置	40	30
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	30
	地域活性化に資する取組	40	36
	小計	340	275
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	15
	組織・人員体制	20	14
	雇用及び労働条件	20	12
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	17
	公共性への取組	20	20
	法令等の遵守	20	13
	小計	180	141
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	30
	経費的效果	40	20
	小計	80	50
合計		600	466

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、77.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立あじさい会館他2施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目1番20号

名称 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案の理由

相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第120号関係資料(その1)

### 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会の概要

#### 1 設立年月日

昭和44年1月29日

#### 2 規模

(1) 職員数等 役員17名、職員52名

(2) 資産の総額 1,099,567,337円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウまでのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ ボランティア活動の振興を目的とする事業の企画及び実施

ク 日常生活自立支援事業

ケ 成年後見事業

コ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業

サ 福祉車両等運行事業

シ 視覚障害者情報センターの運営

ス ファミリーサポートセンター事業

セ 生活資金一時貸付事業

ソ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

タ 認定生活困窮者就労訓練事業

チ 高齢者生活支援体制整備事業

ツ その他この法人の目的達成のため必要な事業



( 2 ) 公の施設の管理実績

ア 相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の指定管理者  
(平成18年4月から現在に至る。)

イ 相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 0 号関係資料(その 2)

### 相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2( 3 )イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 1 8 日(参加数 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 3 0 年 9 月 4 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、相模原市老人クラブ連合会役員 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	50	45
	年間事業計画の理念・内容	50	40
	市民サービス水準の確保及び向上	50	39
	団体独自の発想に基づく提案	50	39
	管理に必要な人員の配置	40	28
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	30
	地域活性化に資する取組	40	36
	小計	340	276
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	15
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	32
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	18
	法令等の遵守	20	16
	小計	180	151
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	24
	経費的效果	40	17
	小計	80	41
合計		600	468

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、78点である。

指定管理者の指定について(相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区松が丘 1 丁目 2 3 番 1 号  
名 称 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 1 号関係資料(その 1)

### 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の概要

#### 1 設立年月日

平成 6 年 4 月 1 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 9 名、職員 6 5 名

( 2 ) 資産の総額 4 8 1 , 8 6 7 , 3 5 9 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

##### ア 第二種社会福祉事業

( ア ) 障害福祉サービス事業の経営

( イ ) 相談支援事業の経営

( ウ ) 移動支援事業の経営

##### イ 公益を目的とする事業

( ア ) 地域障害者施設支援事業

( イ ) 障害者地域就労援助センター事業

( ウ ) 障害者就業・生活支援センター事業

( エ ) 発達障害支援センター就労支援事業

( オ ) 障害者自立生活支援事業

( カ ) 障害者相談支援キーテーション事業

( キ ) 手話通訳者等養成事業

( ク ) 障害者一時ケア事業

( ケ ) 相模原市立けやき体育館の管理・経営

( コ ) 障害者余暇活動支援事業

( サ ) 無料職業紹介事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の指定  
管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第121号関係資料(その2)

### 相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館の 指定管理者の選考について

相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす社会福祉法人相模原市社会福祉事業団(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

###### ア 相模原市立障害者支援センター松が丘園

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

###### イ 相模原市立けやき体育館

障害者に対する自立のための先駆的な事業及び総合的な支援を主たる業務とし、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的として設置された市内に活動の本拠となる事務所を有する社会福祉法人

##### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 平成30年6月12日

イ 説明会 平成30年6月12日

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで

##### (3) 選考

平成30年9月21日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それ

を踏まえ、引き続き開催された相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点	
事業計画		/		
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	20	
	施設等の維持管理の計画・内容	40	32	
	年間事業計画の理念・内容	40	30	
	市民サービス水準の確保及び向上	60	45	
	各事業の年間実施内容		/	
	障害者支援センター松が丘園		/	
	障害福祉サービス事業	20	16	
	基幹相談支援センター事業	20	15	
	就労を支援する事業	20	13	
	障害者を一時的にケアする事業	20	15	
	人材の確保及び育成に関する事業	20	16	
	けやき体育館		/	
	貸館業務	20	13	
	余暇活動支援事業、サークル支援事業	20	15	
	その他		/	
障害者支援センター松が丘園・けやき体育館を活用した先駆的な事業の提案及び実施、総合的		20	15	



		な支援の実施		
		団体独自の発想に基づく提案	50	39
		管理に必要な人員の配置	40	26
		利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	26
		地域活性化に資する取組	40	32
		小計	490	368
管理を行う能力				
内 訳		申請団体の経営状況	20	20
		組織・人員体制	20	19
		雇用及び労働条件	20	16
		申請団体の事業実績	20	18
		施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
		個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
		公共性への取組	20	15
		法令等の遵守	20	17
		小計	180	149
収支計画・経費的效果				
内 訳		収支計画の妥当性	40	32
		経費的效果	30	18
		小計	70	50
合計			740	567

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、370点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(740点)を100点満点に換算した場合の得点は、76.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理者  
所在地 大和市柳橋 5 丁目 3 番地 1  
名 称 社会福祉法人県央福祉会
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第122号関係資料(その1)

### 社会福祉法人県央福祉会の概要

#### 1 設立年月日

昭和58年1月14日

#### 2 規模

(1) 職員数等 役員11名、職員1,519名

(2) 資産の総額 2,791,616,026円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

###### ア 第二種社会福祉事業

(ア) 障害福祉サービス事業の経営

(イ) 相談支援事業の経営

(ウ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(エ) 地域活動支援センターの経営

(オ) 移動支援事業の経営

(カ) 障害児通所支援事業の経営

###### イ 公益を目的とする事業

(ア) 障害者自立生活アシスタント派遣事業

(イ) 障害者就業・生活支援センター事業

##### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 横浜市中山みどり園の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。)

ウ 川崎市御幸日中活動センターの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)

エ 海老名市立わかば会館の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)

オ 綾瀬市障害者自立支援センターばらの里及び綾瀬市障害者自立支援センター希望の家の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 2 号関係資料(その 2)

### 相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の選考 について

#### 1 選考理由

社会福祉法人県央福社会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年7月2日(参加数 2団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年9月21日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)  
計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点	
事業計画				
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	20	
	施設等の維持管理の計画・内容	40	32	
	年間事業計画の理念・内容	40	30	
	市民サービス水準の確保及び向上	60	48	
	各事業の年間実施内容			
	基本事業(機能訓練、介護方法の指導等)	20	14	
	生活介護事業(入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供)	20	18	
	入浴サービス(機能訓練、介護方法の指導等)	20	18	
	送迎サービス	20	13	
	食事の提供	20	17	
	団体独自の発想に基づく提案	50	43	
	管理に必要な人員の配置	40	30	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	30	
	地域活性化に資する取組	40	32	
小計	430	345		
管理を行う能力				
内 訳	申請団体の経営状況	20	19	
	組織・人員体制	20	18	
	雇用及び労働条件	20	14	
	申請団体の事業実績	20	20	
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30	
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14	
	公共性への取組	20	14	
	法令等の遵守	20	14	

	小計	180	143
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	34
	経費的效果	10	9
	小計	50	43
合計		660	531

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、330点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(660点)を100点満点に換算した場合の得点は、80.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立津久井障害者地域活動支援センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立津久井障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区中野 1 0 0 4 番地 3  
名 称 特定非営利活動法人竹の子作業所
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 3 号関係資料(その 1)

### 特定非営利活動法人竹の子作業所の概要

#### 1 設立年月日

平成 2 0 年 3 月 1 2 日

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 8 名、職員 7 名

( 2 ) 資産の総額 6 , 9 6 6 , 8 8 1 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業

イ 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)



## 議案第 1 2 3 号関係資料(その 2)

### 相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人竹の子作業所(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月26日(参加数 2団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 2団体)

##### (3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
特定非営利活動法人ちゃれんじ倶楽部	相模原市緑区又野243番地2

##### (4) 選考

平成30年9月21日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立津久井障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)  
計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	20
	施設等の維持管理の計画・内容	40	28
	年間事業計画の理念・内容	40	28
	市民サービス水準の確保及び向上	60	42
	地域活動支援センター事業の内容	40	32
	団体独自の発想に基づく提案	50	50
	管理に必要な人員の配置	40	28
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	30
	地域活性化に資する取組	40	28
	小計	370	286
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	15
	組織・人員体制	20	13
	雇用及び労働条件	20	12
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
	公共性への取組	20	13
	法令等の遵守	20	14
	小計	180	129
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	32
	経費的效果	30	17
	小計	70	49

合計	620	464
----	-----	-----

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、310点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
特定非営利活動法人ちゃれんじ倶楽部	205

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(620点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
特定非営利活動法人竹の子作業所	74.8
特定非営利活動法人ちゃれんじ倶楽部	33.0

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立城山障害者デイサービスセンター  
つくしの家)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区久保沢 2 丁目 2 5 番 2 5 号  
名 称 特定非営利活動法人福祉協会しろやま
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第124号関係資料(その1)

### 特定非営利活動法人福祉協会しろやまの概要

#### 1 設立年月日

平成18年8月17日

#### 2 規模

(1) 職員数等 役員9名、職員15名

(2) 資産の総額 27,693,201円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

ア 特定非営利活動に係る事業

(ア) 障害福祉サービス事業

(イ) 実習生等の受入れ及び地域との交流事業

(ウ) 相談事業

イ その他の事業

生産品等の物品販売事業

##### (2) 公の施設の管理実績

相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者(平成19年1月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 4 号関係資料(その 2)

### 相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家の指定管理者の 選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人福祉協会しろやま(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月26日(参加数 3団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月21日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年9月21日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立城山障害者デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、弁護士1名、市職員2名)  
計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点	
事業計画				
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	20	
	施設等の維持管理の計画・内容	40	26	
	年間事業計画の理念・内容	40	28	
	市民サービス水準の確保及び向上	60	42	
	各事業の年間実施内容			
	就労継続支援(B型)の基本事業	20	15	
	職場実習	20	13	
	求職活動の支援	20	14	
	職場定着のための支援	20	12	
	団体独自の発想に基づく提案	50	38	
	管理に必要な人員の配置	40	26	
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	26	
	地域活性化に資する取組	40	28	
小計	410	288		
管理を行う能力				
内 訳	申請団体の経営状況	20	20	
	組織・人員体制	20	16	
	雇用及び労働条件	20	13	
	申請団体の事業実績	20	20	
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	26	
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12	
	公共性への取組	20	15	
	法令等の遵守	20	13	
	小計	180	135	
収支計画・経費的效果				
内 訳	収支計画の妥当性	40	28	
	経費的效果	10	6	
	小計	50	34	

合計	640	457
----	-----	-----

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、320点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(640点)を100点満点に換算した場合の得点は、71.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。



指定管理者の指定について(相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区千木良 3 2 0 番地 2  
名 称 特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 5 号関係資料(その 1)

### 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの概要

#### 1 設立年月日等

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 設立

平成 2 3 年 3 月 1 7 日 特定非営利活動法人湘北福祉会から特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべに改称

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 0 名、職員 7 名

( 2 ) 資産の総額 3 , 9 1 3 , 8 3 8 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業

イ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成 2 3 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 2 5 号関係資料(その 2)

### 相模原市立緑第一障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

特定非営利活動法人湘北福社会やまのべ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 2 6 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 1 日まで(申請数 1 団体)

##### ( 3 ) 選考

平成 3 0 年 9 月 2 1 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、弁護士 1 名、市職員 2 名)  
計 5 名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	40	32
	年間事業計画の理念・内容	40	28
	市民サービス水準の確保及び向上	60	45
	相談支援事業の内容	40	38
	地域活動支援センター事業の内容	40	36
	団体独自の発想に基づく提案	50	45
	管理に必要な人員の配置	40	28
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	24
	地域活性化に資する取組	40	32
	小計	410	327
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	15
	組織・人員体制	20	15
	雇用及び労働条件	20	15
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	13
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	14
	小計	180	136
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	24
	経費的效果	30	16
	小計	70	40
合計		660	503

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、330点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(660点)を100点満点に換算した場合の得点は、76.2点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F  
名称 共同企業体ウイツ・ギオン
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第126号関係資料(その1)

共同企業体ウイツ・ギオンの概要

1 構成員

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F

株式会社ウイツコミュニティ

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ウイツコミュニティ	平成3年2月28日 設立
	平成14年10月1日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウイツコミュニティに改称
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立
	平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ウイツコミュニティ	役員 4名	50,000千円
	従業員 197名	
株式会社ギオン	役員 6名	46,720千円
	従業員 2,129名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア ビル清掃業及びビル警備 イ 建物管理業 ウ 中高層分譲共同住宅管理業 エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃

株式会社ウイッツ コミュニティ	オ 電気工事 カ 電気設備保守 キ 消防施設工事 ク 営繕工事 ケ 管工事 コ 建築工事 サ 浄化槽保守 シ 貯水槽清掃及び保守 ス 環境保全及び創造に関する事業 セ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 ソ 介護業務 タ シニア(高齢者)の健康及び生活の質(QOL)向上支援事業
株式会社ギオン	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。) イ 貨物利用運送事業 ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業 エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 オ 一般廃棄物の収集及び運搬業 カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業 キ 搬送装置製造販売 ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託 ケ 警備業 コ 清掃業

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18年4月から平成21年3月まで) ウ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21



株式会社ウイツ コミュニティ	<p>年4月から平成26年3月まで)</p> <p>エ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市立環境情報センターの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。)</p> <p>※ アからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
株式会社ギオン	<p>ア 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>キ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第126号関係資料(その2)

### 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

共同企業体ウィッツ・ギオン(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月12日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(内郷地区自治会連合会の代表)及び委員(相模湖地区老人クラブ連合会の代表1名、税理士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	50	46
	年間事業計画の理念・内容	40	32
	市民サービス水準の確保及び向上	50	38
	団体独自の発想に基づく提案	40	28
	管理に必要な人員の配置	40	36
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
	地域活性化に資する取組	40	32
	小計	320	265
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	18
	雇用及び労働条件	20	19
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	38
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	19
	公共性への取組	20	18
	法令等の遵守	20	19
	小計	180	171
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	38
	経費的效果	60	34
	小計	100	72
合計		600	508

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、84.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
名 称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 7 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

#### 1 設立年月日等

昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立

昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 3 名、職員 1 1 5 名

( 2 ) 基本財産 2 0 6 , 5 7 8 , 4 7 1 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

ウ 相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

エ 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成 2 2 年 4 月から現在に至る。)

る。)

エについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第 1 2 7 号関係資料(その 2)

### 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの 指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

- ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

- ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会 平成 3 0 年 6 月 1 8 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 1 9 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 1 団体)

- ( 3 ) 選考

平成 3 0 年 1 0 月 9 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(新磯地区自治会連合会の代表 1 名、新磯地区老人クラブ連合会の代表 1 名、相模の大風文化保存会の代表 1 名、市職員 2 名) 計 6 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 6 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	2 4	2 4
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	5 4
	年間事業計画の理念・内容	4 8	4 2
	市民サービス水準の確保	6 0	4 8
	団体独自の発想に基づく提案	4 8	4 2
	管理に必要な人員の配置	4 8	3 8
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 8	4 2
	地域活性化に資する取組	4 8	4 6
	小計	3 8 4	3 3 6
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	2 4	2 4
	組織・人員体制	2 4	2 1
	雇用及び労働条件	2 4	2 1
	申請団体の事業実績	2 4	2 4
	施設の安全、衛生管理等の体制	4 8	4 2
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 4	1 9
	公共性への取組	2 4	2 2
	法令等の遵守	2 4	1 8
小計	2 1 6	1 9 1	
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 8	4 4
	経費的效果	7 2	6 4
	小計	1 2 0	1 0 8
合計		7 2 0	6 3 5

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(720点)を100点満点に換算した場



合の得点は、88.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立産業会館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立産業会館
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区中央 3 丁目 1 2 番 3 号  
名 称 公益財団法人相模原市産業振興財団
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立産業会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 2 8 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市産業振興財団の概要

#### 1 設立年月日等

平成 4 年 8 月 2 1 日 設立

平成 2 4 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 9 名、職員 9 名

( 2 ) 基本財産 2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 中小企業の経営の安定と発展に向けた事業

イ 産業人材の確保・育成事業

ウ 国際化の促進や情報の収集発信に関する事業

エ 創業及び新事業創出の支援に関する事業

オ 地域経済の振興に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立産業会館の指定管理者(平成 2 6 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第128号関係資料(その2)

### 相模原市立産業会館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人産業振興財団(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月4日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月14日(参加数 3団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年9月18日に、申請のあった候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立産業会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、神奈川県職員1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	50	41
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	市民サービス水準の確保及び向上	50	37
	団体独自の発想に基づく提案	50	31
	管理に必要な人員の配置	40	26
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
	地域活性化に資する取組	40	36
	小計	330	254
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	19
	組織・人員体制	20	13
	雇用及び労働条件	20	15
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	34
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
	公共性への取組	20	16
	法令等の遵守	20	12
	小計	180	143
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	34
	経費的效果	50	28
	小計	90	62
合計		600	459

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、76.5点である。

指定管理者の指定について(相模原市立勤労者総合福祉センター)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区西橋本 5 丁目 4 番 20 号  
名称 サン・エールさがみはら管理運営グループ
- 3 指定の期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

#### 提案の理由

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 2 9 号関係資料(その 1)

サン・エールさがみはら管理運営グループの概要

1 構成員

相模原市緑区西橋本 5 丁目 4 番 2 0 号

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター

相模原市中央区相模原 4 丁目 7 番 1 0 号エス・プラザビル 1 F

株式会社ウイツココミュニティ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	平成 2 年 4 月 1 日 設立 平成 2 4 年 4 月 1 日 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターから財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターに改称し、公益財団法人に移行
株式会社ウイツココミュニティ	平成 3 年 2 月 2 8 日 設立 平成 1 4 年 1 0 月 1 日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウイツココミュニティに改称

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター	役員 1 0 名 職員 1 2 名	基本財産 2 0 0 , 0 0 0 千円
株式会社ウイツココミュニティ	役員 4 名 従業員 1 9 7 名	資本金 5 0 , 0 0 0 千円

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要

<p>公益財団法人相模 原市勤労者福祉サ ービスセンター</p>	<p>ア 勤労者等の生活の安定に資する事業 イ 勤労者等の健康の維持増進に資する事業 ウ 勤労者等の自己啓発に資する事業 エ 勤労者等の財産形成に資する事業 オ 勤労者等の余暇活動に資する事業 カ 勤労者等の生涯生活の安定に資する事業 キ 勤労者等の活動を支援する施設に係る管理運営事業 ク その他当法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>株式会社ウイッツ コミュニティ</p>	<p>ア ビル清掃業及びビル警備 イ 建物管理業 ウ 中高層分譲共同住宅管理業 エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃 オ 電気工事 カ 電気設備保守 キ 消防施設工事 ク 管繕工事 ケ 管工事 コ 建築工事 サ 浄化槽保守 シ 貯水槽清掃及び保守 ス 環境保全及び創造に関する事業 セ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 ソ 介護業務 タ シニア(高齢者)の健康及び生活の質(QOL)向上支 援事業</p>

(2) 公の施設の管理実績

構成員	管理実績
<p>公益財団法人相模 原市勤労者福祉サ ービスセンター</p>	<p>相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者(平成16年4月から現在に至る。) 共同企業体の構成員としての指定管理者(平成26年4月から)</p>



<p>株式会社ウイツ コミュニティ</p>	<p>ア 相模原市市営住宅(34施設)の指定管理者(平成18年4月から平成21年3月まで)</p> <p>イ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21年4月から平成26年3月まで)</p> <p>ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市立環境情報センターの指定管理者(平成29年4月から現在に至る。)</p> <p>アからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
---------------------------	--

## 議案第 1 2 9 号関係資料(その 2)

### 相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

サン・エールさがみはら管理運営グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 1 4 日(参加数 6 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 3 日から同年 8 月 2 4 日まで(申請数 2 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	横浜市中区寿町 1 丁目 4 番地

##### ( 4 ) 選考

平成 3 0 年 9 月 1 8 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立勤労者総合福祉センターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(厚生労働省職員)及び委員(大学教授 1 名、公認会計士 1 名、市職

員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	18
	施設等の維持管理の計画・内容	50	44
	年間事業計画の理念・内容	40	34
	市民サービス水準の確保及び向上	50	42
	団体独自の発想に基づく提案	40	40
	管理に必要な人員の配置	40	30
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34
	地域活性化に資する取組	40	36
	小計	320	278
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	16
	組織・人員体制	20	15
	雇用及び労働条件	20	13
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
	公共性への取組	20	16
	法令等の遵守	20	12
	小計	180	136
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	30
	経費的效果	60	30
	小計	100	60
合計		600	474

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、275点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	436

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
サン・エールさがみはら管理運営グループ	79
公益財団法人神奈川県労働福祉協会	72.6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室
- 2 指定管理者  
所在地 東京都中央区築地5丁目5番12号  
名称 西洋フード・コンパスグループ株式会社
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第130号関係資料(その1)

### 西洋フード・コンパスグループ株式会社の概要

#### 1 設立年月日等

昭和22年9月6日 設立

平成19年4月1日 株式会社西洋フードシステムズから西洋フード・コンパスグループ株式会社に改称

#### 2 規模

(1) 従業員数等 役員8名、従業員22,866名

(2) 資本金 100,000,000円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

ア 食品の製造・加工業及び卸小売業

イ 乳製品及び清涼飲料水の製造並びに卸小売業

ウ 酒類及び塩・たばこの販売業

エ 給食・貸席及び宴会の受託

オ 食堂・飲食店・結婚式場・宴会場・保養所・宿泊施設・観光娯楽施設・公衆浴場施設・スポーツ施設・劇場・映画館・興行場等の経営及び運営受託

カ オに掲げる店舗・施設の設計施工業及び経営コンサルタント業

キ オに掲げる店舗・施設における代金精算システムの企画・開発、それに関わる機器の販売・保守・輸出入業及び賃貸業

ク 厨房設備器具・食堂什器備品及び食器類の販売・保守・輸出入業並びに賃貸業

ケ 自動販売機及び娯楽機のオペレーション並びに機械の修理販売・賃貸業

コ スポーツクラブ・スポーツ教室・カルチャー教室の経営及び運営受託

サ 物品の販売に関する事業

シ ホテル業・一般旅行業・国内旅行業・旅行業代理店業

ス 一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業

##### (2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の

指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

イ 足立区立<sup>きよなん</sup>鋸南自然の家の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

ウ 刈谷市民休暇村の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

エ 府中市民保養所やちほの指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)

## 議案第 1 3 0 号関係資料(その 2)

### 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室 の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

西洋フード・コンパスグループ株式会社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

- ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

- ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 4 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 2 2 日(参加数 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 2 団体)

- ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
ギオン・グループ	相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号

- ( 4 ) 選考

平成 3 0 年 9 月 1 1 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模川自然の村及び相模川自然の村野外体験教室指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者 1 名、税理士 1 名、市職員 2 名)



計5名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	16	14
	施設等の維持管理の計画・内容	32	30
	年間事業計画の理念・内容	32	24
	市民サービス水準の確保及び向上	40	29
	団体独自の発想に基づく提案	40	32
	管理に必要な人員の配置	32	22
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	32	26
	地域活性化に資する取組	32	28
	小計	256	205
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	16	15
	組織・人員体制	16	15
	雇用及び労働条件	16	13
	申請団体の事業実績	16	16
	施設の安全、衛生管理等の体制	32	28
	個人情報保護及び情報公開の体制	16	13
	公共性への取組	16	13
	法令等の遵守	16	12
	小計	144	125
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	32	24
	経費的效果	48	29
	小計	80	53
合計		480	383

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・グループ	373

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
西洋フード・コンパスグループ株式会社	79.7
ギオン・グループ	77.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立緑の休暇村センター他 2 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館

2 指定管理者

所在地 相模原市緑区青根 1 1 0 5 番地

名 称 一般社団法人青根振興協議会

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 3 1 号関係資料(その 1)

### 一般社団法人青根振興協議会の概要

#### 1 設立年月日

平成 2 0 年 1 0 月 2 日

#### 2 規模

従業員数等 役員 1 9 名、従業員 3 4 名

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 地域振興に関する研究及びイベント開催

イ 地域内の各組織及び団体との連絡協調

ウ 相模原市立青根緑の休暇村「いやしの湯」「休暇村センター」「合唱館」  
の管理運営に関する事業

エ 公共施設の維持管理に関する事業の受託

オ アからエまでのほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び  
相模原市立津久井合唱館の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第131号関係資料(その2)

### 相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯 及び相模原市立津久井合唱館の指定管理者の選考について

相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす一般社団法人青根振興協議会(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況がおおむね良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の申請の受付等

ア 申請要項の配布 平成30年6月11日から同年7月2日まで

イ 説明会 平成30年6月12日

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで

##### (3) 選考

平成30年9月11日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立緑の休暇村センター、相模原市立青根緑の休暇村いやしの湯及び相模原市立津久井合唱館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点

を行った。

ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2名)  
計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	15
	施設等の維持管理の計画・内容	60	36
	年間事業計画の理念・内容	40	26
	市民サービス水準の確保及び向上	40	26
	団体独自の発想に基づく提案	60	39
	管理に必要な人員の配置	40	24
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	24
	地域活性化に資する取組	40	32
	小計	340	222
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	8
	組織・人員体制	20	11
	雇用及び労働条件	20	15
	申請団体の事業実績	20	14
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	28
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	13
小計	180	115	
収支計画・経費的效果			
内	収支計画の妥当性	40	26
	経費的效果	40	20

訳	小計	80	46
	合計	600	383

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、63.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区鳥屋 7 5 0 番地  
名 称 有限会社鳥居原
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



## 議案第 1 3 2 号関係資料(その 1)

### 有限会社鳥居原の概要

#### 1 設立年月日

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日

#### 2 規模

( 1 ) 従業員数等 役員 7 名、従業員 2 5 名

( 2 ) 資本金 3 , 0 1 0 , 0 0 0 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 農林産物の販売

イ 加工食品の販売

ウ 地域の伝統技術等を活かした土産物の販売

エ 飲食店の経営

オ 農林産物の直営店の管理運営業務

カ アからオまでに附帯する一切の業務

##### ( 2 ) 公の施設の管理実績

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者(平成 1 7 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第 1 3 2 号関係資料(その 2)

### 相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>の指定管理者の選考について

相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>については、公募を行わず、指定管理者となる要件を満たす有限会社鳥居原(以下「候補団体」という。)を指定管理者の申請ができる法人とした。

#### 1 選考理由

候補団体を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

農業者が構成員の過半を占め、かつ、地域社会の発展及び活性化を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の申請の受付等

- ア 申請要項の配布 平成30年6月11日から同年7月4日まで
- イ 説明会 平成30年6月12日
- ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで

##### (3) 選考

平成30年9月11日に、候補団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立鳥居原ふれあいの館<sup>いえ</sup>指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、各審査委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 審査委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2名)

計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 5
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 5
	年間事業計画の理念・内容	6 0	4 5
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 5
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 8
	管理に必要な人員の配置	4 0	3 0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	3 2
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 6 0	2 7 6
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 5
	雇用及び労働条件	2 0	1 6
	申請団体の事業実績	2 0	1 4
	施設の安全、衛生管理等の体制	4 0	2 8
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 1
	公共性への取組	2 0	1 4
	法令等の遵守	2 0	1 3
	小計	1 8 0	1 2 6
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 0	2 8
	経費的效果	2 0	9
	小計	6 0	3 7
合計		6 0 0	4 3 9

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に

関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、73.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立藤野やまなみ温泉)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立藤野やまなみ温泉
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市緑区牧野 4 2 3 1 番地 5  
名 称 牧野地域振興協議会グループ
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 3 3 号関係資料(その 1)

牧野地域振興協議会グループの概要

1 構成員

相模原市緑区牧野 4 2 3 1 番地 5

株式会社牧野地域振興協議会

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社牧野地域振興協議会	平成 1 8 年 9 月 1 5 日 設立
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金等
株式会社牧野地域振興協議会	役員 9 名	資本金 6,000 千円
	従業員 36 名	
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13 名	基本財産 206,578 千円
	職員 115 名	

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社牧野地域振興協議会	ア 藤野やまなみ温泉の管理運営に関する事業 イ 公共施設の維持管理に関する事業の受託 ウ 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の主催 エ 観光用土産品の販売及びレストランの経営 オ 酒類、清涼飲料水及び陶芸品の販売 カ たばこの販売 キ 農林産物の販売 ク 地域振興及び地域貢献に関する事業 ケ アからクまでに附帯する一切の業務
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社牧野地域振興協議会	相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成19年2月から現在に至る。) 共同企業体の構成員としての指定管理者(平成22年4月から)
公益財団法人相模	ア 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者(平成22年4月から現在に至る。) イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。 )

原市まち・みどり  
公社

エ 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

アからウまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(イについては平成26年4月から、ウについては平成21年4月から)



## 議案第 1 3 3 号関係資料(その 2)

### 相模原市立藤野やまなみ温泉の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

牧野地域振興協議会グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 説明会 平成30年6月13日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年9月11日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立藤野やまなみ温泉に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民間事業者1名、税理士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	20
	施設等の維持管理の計画・内容	60	48
	年間事業計画の理念・内容	40	34
	市民サービス水準の確保及び向上	60	39
	団体独自の発想に基づく提案	60	51
	管理に必要な人員の配置	40	26
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32
	地域活性化に資する取組	40	38
	小計	360	288
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	17
	組織・人員体制	20	14
	雇用及び労働条件	20	14
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	13
	公共性への取組	20	18
	法令等の遵守	20	14
	小計	180	140
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	28
	経費的效果	20	12
	小計	60	40
合計		600	468

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、78点である。

指定管理者の指定について(相模原市立相模川ふれあい科学館)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立相模川ふれあい科学館
- 2 指定管理者  
所在地 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビル南館9階  
名称 株式会社江ノ島マリンコーポレーション
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第134号関係資料(その1)

### 株式会社江ノ島マリンコーポレーションの概要

#### 1 設立年月日等

昭和27年7月19日 設立

平成16年3月31日 株式会社江ノ島水族館から株式会社江ノ島マリンコーポレーションに改称

#### 2 規模

(1) 従業員数等 役員5名、従業員154名

(2) 資本金 68,000,000円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

- ア 水族館の経営
- イ 養魚場の経営
- ウ 魚類の販売
- エ 動物園の経営
- オ 自然科学博物館の経営
- カ 水族に関するコンサルタント
- キ 水生生物の疾病の診断治療
- ク 索道事業の経営
- ケ 自動車運送事業の経営
- コ 飲食店の経営
- サ 売店の経営
- シ 不動産の売買・賃貸及び仲介
- ス たばこの販売
- セ アからスまでに附帯する一切の事業

##### (2) 公の施設の管理実績

ア 相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者(平成26年1月から現在に至る。)

イ 岐阜県世界淡水魚園水族館の指定管理者(平成16年7月から現在に至る。)

る。)

## 議案第134号関係資料(その2)

### 相模原市立相模川ふれあい科学館の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

株式会社江ノ島マリンコーポレーション(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月1日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月18日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年9月4日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立相模川ふれあい科学館指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(神奈川県職員)及び委員(大学准教授1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	20
	施設等の維持管理の計画・内容	40	36
	年間事業計画の理念・内容	40	36
	市民サービス水準の確保及び向上	40	32
	団体独自の発想に基づく提案	60	56
	管理に必要な人員の配置	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	36
	地域活性化に資する取組	40	34
	小計	320	282
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	12
	組織・人員体制	20	17
	雇用及び労働条件	20	17
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	34
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
	公共性への取組	20	19
	法令等の遵守	20	18
	小計	180	153
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	32
	経費的效果	60	32
	小計	100	64
合計		600	499

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、240点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、83.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(横山公園他 2 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
横山公園、鹿沼公園及び小山公園
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
名 称 横山公園グループ運営共同企業体
- 3 指定の期間  
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案の理由

横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



## 議案第 1 3 5 号関係資料(その 1)

### 横山公園グループ運営共同企業体の概要

#### 1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

平塚市真田 4 丁目 3 9 番 3 8 号

東海体育指導株式会社

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
東海体育指導株式会社	昭和 5 4 年 3 月 2 0 日 設立

#### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 1 5 名	
東海体育指導株式会社	役員 8 名	資本金 1 0 , 0 0 0 千円
	従業員 1 0 2 名	

#### 4 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
東海体育指導株式 会社	ア スイミングクラブの管理経営 イ 体育スポーツに関する企画運営 ウ スポーツ用品の器具及び機械の販売 エ 体育施設及び教育施設の清掃業務 オ 体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備 カ 労働者派遣事業 キ 介護及び福祉サービスの提供 ク スクールバス等の運行及び送迎サービス ケ 催事の企画及び運営 コ 公園施設の管理、保守及び点検 サ レジャー施設の保守及び管理 シ ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営 ス 公衆浴場の企画、運営及び経営 セ 飲食店の企画、運営及び経営 ソ インターネット関連事業 タ アからソまでに附帯する一切の業務

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鵜野森公

<p>公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社</p>	<p>園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)の指定管理者(平成26年4月から(財団法人みどりの協会としては平成18年4月から)現在に至る。)</p> <p>キ 道保川公園及び相模大野中央公園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>アからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(アについては平成26年4月から、イについては平成21年4月から、ウについては同年6月から)</p>
<p>東海体育指導株式 会社</p>	<p>ア 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に</p>

至る。)

エ 伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)

いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第 1 3 5 号関係資料(その 2)

### 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

横山公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2( 4 )イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 5 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 1 4 日(参加数 1 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 2 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
相模原パークコミュニティ J V	相模原市中央区相模原 4 丁目 9 番 8 号

##### ( 4 ) 選考

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された横山公園、鹿沼公園及び小山公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員 1 名、公認会計士 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 7
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 2
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 8
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 4
	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 8
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 4 0	2 6 1
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 5
	雇用及び労働条件	2 0	1 3
	申請団体の事業実績	2 0	1 9
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 4
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 1
	公共性への取組	2 0	2 0
	法令等の遵守	2 0	1 4
	小計	1 6 0	1 2 1
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 0	2 0
	経費的效果	6 0	5 5
	小計	1 0 0	7 5
合計		6 0 0	4 5 7

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
相模原パークコミュニティJV	454

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
横山公園グループ運営共同企業体	76.1
相模原パークコミュニティJV	75.6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(淵野辺公園他 4 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号

名 称 淵野辺公園グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案の理由

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



議案第 1 3 6 号関係資料(その 1)

淵野辺公園グループ運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

平塚市真田 4 丁目 3 9 番 3 8 号

東海体育指導株式会社

東京都豊島区巣鴨 2 丁目 6 番 1 号

株式会社パティネレジャー

大阪府大阪市中心区北浜 4 丁目 1 番 2 3 号

美津濃株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立 昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称 平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行 平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
東海体育指導株式会社	昭和 5 4 年 3 月 2 0 日 設立
株式会社パティネレジャー	昭和 5 1 年 1 月 1 3 日 設立 平成 2 4 年 1 月 4 日 株式会社パティネ商会を吸収合併し、株式会社レジャーインダストリーから株式会社パティネ

	レジャーに改称 平成27年6月16日 有限会社レジャーを吸収合併
美津濃株式会社	大正12年7月19日 設立

### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 115名	
東海体育指導株式会社	役員 8名	資本金 10,000千円
	従業員 102名	
株式会社パティネレジャー	役員 8名	資本金 85,000千円
	従業員 63名	
美津濃株式会社	役員 9名	資本金 26,137,417千円
	従業員 2,394名	

### 4 事業概要等

#### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業
	イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業
	ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業
	エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業
	オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業
	カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
	ア スイミングクラブの管理経営
	イ 体育スポーツに関する企画運営
	ウ スポーツ用品の器具及び機械の販売
	エ 体育施設及び教育施設の清掃業務
	オ 体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備
	カ 労働者派遣事業
	キ 介護及び福祉サービスの提供

東海体育指導株式会社	<p>ク スクールバス等の運行及び送迎サービス</p> <p>ケ 催事の企画及び運営</p> <p>コ 公園施設の管理、保守及び点検</p> <p>サ レジャー施設の保守及び管理</p> <p>シ ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営</p> <p>ス 公衆浴場の企画、運営及び経営</p> <p>セ 飲食店の企画、運営及び経営</p> <p>ソ インターネット関連事業</p> <p>タ アからソまでに附帯する一切の業務</p>
株式会社パティネレジャー	<p>ア スポーツ施設及び娯楽施設の設計施工</p> <p>イ 同上施設の管理請負及び経営</p> <p>ウ 同上施設に係る管工事、とび・土木工事及び建築工事の施工請負</p> <p>エ 同上施設に設置又は備え置く機械器具及び営業用備品の販売及びリース</p> <p>オ 食堂の経営及び飲料水の販売</p> <p>カ 不動産の賃貸及び管理</p> <p>キ 発電並びに電気の供給及び販売</p> <p>ク アからキまでに附帯又は関連する一切の業務</p>
美津濃株式会社	<p>ア 各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売及び輸出入</p> <p>イ 運動競技場の設計、監理及び工事請負</p> <p>ウ 清涼飲料水、健康食品、楽器及び文具の販売</p> <p>エ 医療機械機器、光学機器、電子計算機械機器、電気通信機器、事務用機械器具、スポーツ用具製造機械器具及びスポーツ用衣服製造機械器具の販売及びリース業</p> <p>オ ゴルフ場、遊園地及びスポーツ・レクリエーション施設の経営並びにゴルフ等会員権の売買</p> <p>カ 各種スポーツスクールの経営</p> <p>キ スポーツ及び各種文化的催物の企画運営並びにそれ</p>

	<p>らの入場券の販売あっせん業務</p> <p>ク 各種スポーツ用品、自動車、各種船舶及び旅行用品のレンタル業</p> <p>ケ スポーツ施設の経営、スポーツ用品の販売及びスポーツ技能取得に関わる教育研修業務</p>
--	---

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鶉野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原北公園(スポーツ広場を除く。 )及び相模原麻溝公園(競技場、第2競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。 )の指定管理者(平成26年4月から(財団法人みどりの協会としては平成18年4月から)現在に至る。 )</p> <p>キ 道保川公園及び相模大野中央公園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。 )</p> <p>アからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(アについては平成21年4月から、イについては同年6月から、エについては平成26年</p>

	4月から)
東海体育指導株式会社	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。)</p> <p>ウ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 伊勢原市総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
株式会社パティネレジャー	<p>ア 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成24年1月から(株式会社パティネ商会としては平成21年6月から)現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 茅野市運動公園国際スケートセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
	<p>ア 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコート</p>

美津濃株式会社

の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

イ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。)

ウ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

エ 宮代町総合運動公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)

オ 京都市西京極総合運動公園プール施設及び西院公園の指定管理者(平成27年4月から現在に至る。)

いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第 1 3 6 号関係資料(その 2)

淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者の選考について

### 1 選考理由

淵野辺公園グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月15日(参加数 8団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

平成30年10月16日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

#### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

#### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 6
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 2
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 0
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	4 2
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 2
	管理に必要な人員の配置	4 0	2 6
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 8
	地域活性化に資する取組	4 0	3 6
	小計	3 4 0	2 5 2
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 5
	雇用及び労働条件	2 0	1 3
	申請団体の事業実績	2 0	2 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 5
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 1
	公共性への取組	2 0	1 8
	法令等の遵守	2 0	1 4
小計	1 6 0	1 2 1	
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 0	2 6
	経費的效果	6 0	3 4
	小計	1 0 0	6 0
合計		6 0 0	4 3 3

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場



合の得点は、72.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原北公園(スポーツ広場を除く。)他 3  
施設)

次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、  
第 2 競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)及び相模大野中  
央公園

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、  
第 2 競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)及び相模大野中  
央公園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第  
244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

## 議案第 1 3 7 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

#### 1 設立年月日等

昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立

昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

#### 2 規模

( 1 ) 職員数等 役員 1 3 名、職員 1 1 5 名

( 2 ) 基本財産 2 0 6 , 5 7 8 , 4 7 1 円

#### 3 事業概要等

##### ( 1 ) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### ( 2 ) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原北公園(スポーツ広場を除く。)及び相模原麻溝公園(競技場、第 2 競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)の指定管理者(平成 2 6 年 4 月から(財団法人みどりの協会としては平成 1 8 年 4 月から)現在に至る。)

イ 道保川公園及び相模大野中央公園の指定管理者(平成 2 6 年 4 月から現在に至る。)

ウ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在

に至る。)

エ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園及び古淵鵜野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

オ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)

カ 相模原市立相模原球場及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

キ 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

イからキまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(ウについては平成26年4月から、エについては平成21年4月から、オについては同年6月から)

## 議案第 1 3 7 号関係資料(その 2)

相模原北公園(スポーツ広場を除く。)、道保川公園、相模原麻溝公園(競技場、第 2 競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)及び相模大野中央公園の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 5 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 2 0 日(参加数 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 2 団体)

#### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
横浜植木株式会社	横浜市南区唐沢 1 5 番地

#### ( 4 ) 選考

平成 3 0 年 1 0 月 1 6 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、有識者1名、市職員2名)  
計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	17
	施設等の維持管理の計画・内容	60	48
	年間事業計画の理念・内容	40	32
	市民サービス水準の確保及び向上	60	48
	団体独自の発想に基づく提案	40	36
	管理に必要な人員の配置	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32
	地域活性化に資する取組	40	36
	小計	340	281
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	17
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	20	13
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	13
	公共性への取組	20	19
	法令等の遵守	20	13
	小計	160	131
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	28
	経費的效果	60	36
	小計	100	64
合計		600	476

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
横浜植木株式会社	442

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	79.3
横浜植木株式会社	73.6

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園動物広場)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原麻溝公園動物広場

2 指定管理者

所在地 東京都渋谷区代々木神園町 3 丁目 1 番地国立オリンピック記念青少年  
総合センター内

名 称 公益財団法人ハーモニィセンター

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原麻溝公園動物広場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



## 議案第 138 号関係資料(その 1)

### 公益財団法人ハーモニィセンターの概要

#### 1 設立年月日等

昭和 51 年 12 月 23 日 設立

平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

#### 2 規模

(1) 職員数等 役員 9 名、職員 71 名

(2) 基本財産 20,000,000 円

#### 3 事業概要等

##### (1) 事業概要

ア ポニーキャンプ、ポニークラブ、動物広場、牧場等の運営

イ ポニーキャンプ、ポニークラブ、動物広場、牧場等の受託管理

ウ 教育、福祉、医療等の現場におけるポニー乗馬の普及

エ 川べり環境の整備及び活用の推進並びに社会教育に必要な指導者の養成

オ 国際文化交流及び国際相互交流活動の推進

カ 社会教育に関する調査研究の推進及び研究成果の普及

キ 新聞、雑誌、図書等の刊行及び電子媒体による情報発信

ク 旅行業

ケ 旅館業

コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### (2) 公の施設の管理実績

ア 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)

イ 目黒区立碑文谷公園ポニー園の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)

## 議案第138号関係資料(その2)

### 相模原麻溝公園動物広場の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

公益財団法人ハーモニィセンター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月21日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原麻溝公園動物広場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(公認会計士1名、獣医師1名、市職員2名)  
計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	2 0	1 6
	施設等の維持管理の計画・内容	6 0	4 2
	年間事業計画の理念・内容	4 0	2 8
	市民サービス水準の確保及び向上	6 0	5 4
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	3 4
	管理に必要な人員の配置	4 0	3 4
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	4 0	2 8
	地域活性化に資する取組	4 0	3 4
	小計	3 4 0	2 7 0
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 6
	組織・人員体制	2 0	1 4
	雇用及び労働条件	2 0	1 0
	申請団体の事業実績	2 0	2 0
	施設の安全、衛生管理等の体制	2 0	1 4
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 0
	公共性への取組	2 0	1 3
	法令等の遵守	2 0	1 0
	小計	1 6 0	1 0 7
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 0	2 6
	経費的效果	6 0	2 8
	小計	1 0 0	5 4
合計		6 0 0	4 3 1

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、71.8点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(峰山霊園及び柴胡が原霊園)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
峰山霊園及び柴胡が原霊園
- 2 指定管理者  
所在地 東京都港区三田4丁目7番27号  
名称 日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 3 9 号関係資料(その 1)

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体の概要

1 構成員

東京都港区三田 4 丁目 7 番 2 7 号

株式会社日比谷アメニス

東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 1 号品川インターシティー A 棟 2 8 F

一般財団法人葬務事業振興会

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社日比谷アメニス	昭和 4 6 年 1 0 月 1 日 設立 平成 3 年 7 月 1 日 株式会社日比谷花壇造園土木から株式会社日比谷アメニスに改称
一般財団法人葬務事業振興会	平成 2 5 年 4 月 1 日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金等
株式会社日比谷アメニス	役員 1 4 名 従業員 3 7 2 名	資本金 3 0 0 , 0 0 0 千円
一般財団法人葬務事業振興会	役員 5 名 従業員 7 名	資産の総額 9 , 0 1 1 千円

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 造園土木、一般土木及び建築工事 イ ゴルフ場建設及び各種競技場工事 ウ 遊園器具及び体育器具設置工事 エ 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務

株式会社日比谷ア メニス	オ 観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び受託運営 カ 観光施設、スポーツ施設、公園及び道路の経営及び受託運営に関するコンサルタント キ 生花及び商品の企画、開発、販売及びコンサルタント ク 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント ケ 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務 コ 広報及びプロモーションに関する企画及びコンテンツ制作に関する業務 サ アからコまでに附帯する一切の業務
一般財団法人葬務 事業振興会	ア 墓地・納骨堂・火葬場等の開設及び運営又は施設管理 イ 墓地移転補償調査 ウ 公営墓地の調査及び助言又は支援 エ 民間霊園の経営補助業務 オ 葬祭施設に関する出版物等の電子媒体に関する販売 カ 公営墓地の指定管理者制度導入推進活動 キ 災害等による墓地・納骨堂・火葬場施設の調査及び復興支援 ク その他本法人の目的を達成するために必要な事業

( 2 ) 公の施設の管理実績

構成員	管理実績
株式会社日比谷ア メニス	ア 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) イ 横浜市メモリアルグリーンの指定管理者(平成28年4月から現在に至る。) ウ 木更津市霊園の指定管理者(平成30年4月から現在に至る。) ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

一般財団法人葬務 事業振興会	峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者(平成26年 4月から現在に至る。) 共同企業体の構成員としての指定管理者
-------------------	---

## 議案第139号関係資料(その2)

### 峰山霊園及び柴胡が原霊園の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月19日(参加数 3団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

##### (3) 選考

平成30年10月2日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された峰山霊園及び柴胡が原霊園に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(団体職員)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名(うち1名欠席)

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。



評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	16	11
	施設等の維持管理の計画・内容	48	36
	年間事業計画の理念・内容	32	20
	市民サービス水準の確保及び向上	48	39
	団体独自の発想に基づく提案	32	24
	管理に必要な人員の配置	32	22
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	32	28
	地域活性化に資する取組	32	24
	小計	272	204
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	16	12
	組織・人員体制	16	13
	雇用及び労働条件	16	12
	申請団体の事業実績	16	12
	施設の安全、衛生管理等の体制	16	11
	個人情報保護及び情報公開の体制	16	8
	公共性への取組	16	9
	法令等の遵守	16	8
	小計	128	85
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	32	24
	経費的效果	48	43
	小計	80	67
合計		480	356

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、288点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(480点)を100点満点に換算した場合の得点は、74.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市市営住宅)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市市営住宅
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F  
名称 共同企業体ウイツ
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### 提案の理由

相模原市市営住宅の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第140号関係資料(その1)

### 共同企業体ウイツの概要

#### 1 構成員

相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F

株式会社ウイツコミュニティ

相模原市中央区矢部1丁目14番1号

株式会社相模ダイワ

東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地

株式会社日立ビルシステム

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ウイツコミュニティ	平成3年2月28日 設立
	平成14年10月1日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウイツコミュニティに改称
株式会社相模ダイワ	昭和48年7月4日 設立
株式会社日立ビルシステム	昭和31年10月1日 設立
	平成8年10月1日 株式会社日立ビルシステムサービスから株式会社日立ビルシステムに改称

#### 3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ウイツコミュニティ	役員 4名	50,000千円
	従業員 197名	
株式会社相模ダイワ	役員 5名	10,000千円
	従業員 34名	
株式会社日立ビルシステム	役員 19名	5,105,091千円
	従業員 8,319名	

#### 4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
株式会社ウイツ コミュニティ	<p>ア ビル清掃業及びビル警備</p> <p>イ 建物管理業</p> <p>ウ 中高層分譲共同住宅管理業</p> <p>エ 建物美装、建物総合清掃及び建物内外清掃</p> <p>オ 電気工事</p> <p>カ 電気設備保守</p> <p>キ 消防施設工事</p> <p>ク 営繕工事</p> <p>ケ 管工事</p> <p>コ 建築工事</p> <p>サ 浄化槽保守</p> <p>シ 貯水槽清掃及び保守</p> <p>ス 環境保全及び創造に関する事業</p> <p>セ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介</p> <p>ソ 介護業務</p> <p>タ シニア(高齢者)の健康及び生活の質(Q L)向上支援事業</p>
株式会社相模ダイ ワ	<p>ア 住宅及びこれに附属する設備並びに製品の販売及び 施工</p> <p>イ 仮設建築物の製造、施工及び販売</p> <p>ウ 宅地建物取引業</p> <p>エ 建築設計業務</p> <p>オ 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく 保険代理業</p> <p>カ アからオまでに附帯する一切の業務</p>
	<p>ア エレベーター、エスカレーター、駐車場設備、冷凍 空調装置、電気設備、自動ドアその他ビル設備に必要な 機器の製造、販売、据付、保守、改造修理、更新及び 設計</p>

株式会社日立ビルシステム	イ 各種ビル設備の監視及び制御並びにビル管理 ウ 土木及び建築工事業 エ 冷凍空調装置並びにそれらの運転制御盤、遠隔監視装置及び冷媒回収装置の製造 オ 建築物の設計及び監理 カ ビル設備機器、防犯・防災機器及び駐車場設備の賃貸及びリース キ 不動産賃貸業 ク データベース、ダイレクトメール、テレマーケティング、インターネットを構成要素とするダイレクトマーケティング手法を用いたセールスプロモーションの企画、立案、実践代行及び各種市場調査 ケ 警備業
--------------	--

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ウイツコミュニティ	ア 相模原市市営住宅( 3 4 施設)の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) イ 相模原市市営住宅( 7 0 施設)の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から平成 2 6 年 3 月まで) ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成 2 6 年 4 月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社相模ダイワ	ア 相模原市市営住宅( 3 4 施設)の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで) イ 相模原市市営住宅( 7 0 施設)の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から平成 2 6 年 3 月まで) ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成 2 6 年 4 月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市市営住宅( 3 4 施設)の指定管理者(平成 1 8 年 4 月から平成 2 1 年 3 月まで)

株式会社日立ビルシステム	<p>イ 相模原市市営住宅(70施設)の指定管理者(平成21年4月から平成26年3月まで)</p> <p>ウ 相模原市市営住宅の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 大和市市営住宅の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>アからウまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
--------------	--

## 議案第 1 4 0 号関係資料(その 2)

### 相模原市市営住宅の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

共同企業体ウイツ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 1 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会 平成 3 0 年 6 月 1 4 日(参加数 4 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 3 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
日本管財株式会社	兵庫県西宮市六湛寺町 9 番 1 6 号
株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀 4 丁目 1 0 番 1 号

##### ( 4 ) 選考

平成 3 0 年 9 月 1 3 日に、申請のあった 3 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市市営住宅指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(相模原市住宅審議会委員 2 名、市職員 2 名)

計5名(うち1名欠席)

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員4名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	16	14
	施設等の維持管理の計画・内容	16	14
	年間事業計画の理念・内容	32	28
	市民サービス水準の確保及び向上	32	26
	団体独自の発想に基づく提案	24	16
	管理に必要な人員の配置	32	26
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	32	24
	地域活性化に資する取組	16	14
	小計	200	162
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	24	17
	組織・人員体制	16	11
	雇用及び労働条件	16	10
	申請団体の事業実績	16	14
	施設の安全、衛生管理等の体制	32	24
	個人情報保護及び情報公開の体制	16	11
	公共性への取組	16	16
	法令等の遵守	16	8
	小計	152	111
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	32	28
	経費的效果	16	8
	小計	48	36
合計		400	309

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に



関する合計得点における最低基準得点は、192点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
日本管財株式会社	280
株式会社東急コミュニティー	274

(ウ) 申請のあった3団体について、配点の合計(400点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
共同企業体ウイツ	77.2
日本管財株式会社	70
株式会社東急コミュニティー	68.5

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立総合体育館他 3 施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場  
及び相模原市体育館

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

名 称 総合体育館グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場  
及び相模原市体育館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法  
律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 4 1 号関係資料(その 1)

総合体育館グループ運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地  
 株式会社明治スポーツプラザ  
 東京都江東区大島 1 丁目 9 番 8 号  
 株式会社フクシ・エンタープライズ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から 財団法人相模原市都市整備公社 に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの 協会と合併し、公益財団法人相 模原市都市整備公社から公益財 団法人相模原市まち・みどり公 社に改称
株式会社明治スポーツプラザ	平成 2 年 7 月 5 日 設立
株式会社フクシ・エンタープライズ	昭和 5 8 年 4 月 2 7 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 1 5 名	

株式会社明治スポーツプラザ	役員 9名 従業員 912名	資本金 100,000千円
株式会社フクシ・エンタープライズ	役員 7名 従業員 1,128名	資本金 50,000千円

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
株式会社明治スポーツプラザ	<p>ア プール、ジム、スタジオ、ゴルフ練習場等のスポーツ施設・レジャー施設の経営</p> <p>イ スポーツ施設・レジャー施設及びその経営に関するコンサルティング業務</p> <p>ウ スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務</p> <p>エ 運動プログラムの提供及び指導</p> <p>オ 食堂・喫茶の経営</p> <p>カ 各種菓子及び牛乳、乳製品、清涼飲料水等の食料品の販売</p> <p>キ スポーツ用品、旅行用バック等のレジャー用品、書籍及び日用雑貨の販売</p> <p>ク スポーツトレーニング器具類の販売</p> <p>ケ 不動産の賃貸及び管理</p> <p>コ アからケまでの業務に関連し、又は附随する事業</p>
	<p>ア 各種スポーツ施設(プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等)の管理・運営</p>

株式会社フクシ・ エンタープライズ	イ	健康増進施設の管理・運営
	ウ	温浴施設の管理・運営
	エ	スポーツ施設及び健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務
	オ	各種スポーツ教室・講習会の企画・指導
	カ	各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導
	キ	各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売
	ク	運動機器等の保守点検業務
	ケ	各種イベント会場の管理・運営及び事務局業務
	コ	道路・公園・建築物の清掃
	サ	建物設備(消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備)の保守・点検
	シ	水質検査業務

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社	ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)
	ウ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者(ア及びイについては平成26年4月から、ウについては平成21年4月から)
株式会社明治スポ ーツプラザ	ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
	イ 相模原市立市民健康文化センターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
	ウ 川崎市幸スポーツセンター及び石川記念武道館の指

	<p>定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 木更津市健康増進センターの指定管理者(平成19年4月から現在に至る。)</p> <p>ア及びイについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社フクシ・ エンタープライズ</p>	<p>ア 相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 長野市篠ノ井体育館、茶臼山運動場、茶臼山屋内運動場、アーチェリー場、茶臼山テニスコート及び茶臼山市民プールの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>ア、イ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第141号関係資料(その2)

相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

総合体育館グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年6月5日から同年7月2日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成30年6月22日(参加数 3団体)

ウ 申請の受付 平成30年7月20日から同年8月20日まで(申請数 1団体)

#### (3) 選考

平成30年10月9日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

##### ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

##### イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	16
	施設等の維持管理の計画・内容	60	39
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	市民サービス水準の確保及び向上	60	42
	団体独自の発想に基づく提案	40	28
	管理に必要な人員の配置	40	30
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	26
	地域活性化に資する取組	20	14
	小計	320	225
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	14
	雇用及び労働条件	20	14
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	26
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	10
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	11
小計	180	127	
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	22
	経費的效果	60	36
	小計	100	58
合計		600	410

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場



合の得点は、68.3点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立総合水泳場)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市立総合水泳場
- 2 指定管理者  
所在地 静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号  
名称 静岡ビル保善・コナミスポーツグループ
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案の理由

相模原市立総合水泳場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 4 2 号関係資料(その 1)

静岡ビル保善・コナミスポーツグループの概要

1 構成員

静岡県静岡市葵区鷹匠 2 丁目 2 3 番 9 号

静岡ビル保善株式会社

東京都品川区東品川 4 丁目 1 0 番 1 号

株式会社コナミスポーツクラブ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
静岡ビル保善株式会社	昭和 4 1 年 5 月 2 日 設立
株式会社コナミスポーツクラブ	昭和 4 8 年 3 月 1 4 日 設立 平成 2 7 年 1 0 月 1 日 株式会社コナミスポーツ&ライフから株式会社コナミスポーツクラブに改称

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
静岡ビル保善株式会社	役員 8 名 従業員 1, 1 4 5 名	2 0, 0 0 0 千円
株式会社コナミスポーツクラブ	役員 4 名 従業員 6, 4 3 3 名	1 0 0, 0 0 0 千円

4 事業概要等

( 1 ) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 不動産管理業 イ 清掃業 ウ 清掃用品の製造販売 エ 建築物衛生法に基づく業務 オ 建築物及び附帯施設の維持管理

静岡ビル保善株式会社	カ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理 キ 警備業 ク 建築工事業 ケ 電気工事業 コ 損害保険代理店業 サ 飲食店業
株式会社コナミス ポーツクラブ	ア スポーツ施設、遊戯場施設及び宿泊施設の経営 イ スポーツ教室、カルチャースクール、託児施設及び有料老人ホームの経営 ウ スポーツ、健康、文化等に関する情報提供及び指導 エ レストラン、飲食店及び喫茶店の経営 オ 各種スポーツ指導者の養成及びあっせん カ 温泉浴場施設及びサウナ風呂の経営 キ 各種スポーツの催し物、コンサート、映画・ビデオの鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、室内外講習会及びスポーツツアーの企画、運営 ク 広告宣伝の企画、展示及び装飾 ケ 一般雑誌、書籍及び会員情報誌の編集及び出版 コ 音楽・音声・映像のソフトウェアの企画、制作、配給、販売及び輸出入

( 2 ) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
静岡ビル保善株式会社	ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) イ 静岡県富士水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) ウ 可美公園、浜松市新橋体育センター、浜松市瓜内スポーツ広場、浜松市大塚グラウンド、浜松市沖洗運動場及び江之島アーチェリー場の指定管理者(平成18年4月から(江之島アーチェリー場については、平成26年4月から)現在に至る。)

	<p>エ 藤枝市民大洲温水プール、藤枝市民西益津温水プール及び藤枝勤労者体育館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>アからウまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者(アについては、平成26年4月から)</p>
<p>株式会社コナミス ポーツクラブ</p>	<p>ア 相模原市立総合水泳場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 豊島区雑司が谷体育館の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 墨田区両国屋内プールの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 横浜国際プールの指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 4 2 号関係資料(その 2)

### 相模原市立総合水泳場の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

静岡ビル保善・コナミスポーツグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- ( 1 ) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2( 4 )イのとおり)であったこと。
- ( 2 ) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- ( 3 ) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

##### ( 1 ) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

##### ( 2 ) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 3 0 年 6 月 5 日から同年 7 月 2 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 3 0 年 6 月 1 9 日(参加数 1 4 団体)

ウ 申請の受付 平成 3 0 年 7 月 2 0 日から同年 8 月 2 0 日まで(申請数 2 団体)

##### ( 3 ) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
さがみはらスポーツ&コミュニティ共同企業体	東京都港区芝 3 丁目 2 3 番 1 号

##### ( 4 ) 選考

平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立総合水泳場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	17
	施設等の維持管理の計画・内容	60	54
	年間事業計画の理念・内容	40	34
	市民サービス水準の確保及び向上	60	48
	団体独自の発想に基づく提案	40	34
	管理に必要な人員の配置	40	30
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32
	地域活性化に資する取組	20	16
	小計	320	265
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	15
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	34
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	15
	法令等の遵守	20	14
	小計	180	146
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	34
	経費的效果	60	21
	小計	100	55
合計		600	466

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	得点
さがみはらスポーツ&コミュニティ共同企業体	464

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
静岡ビル保善・コナミスポーツグループ	77.6
さがみはらスポーツ&コミュニティ共同企業体	77.3

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。



当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、平成31年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

平成30年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

平成31年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

平成31年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。